

dカード利用規約（会員規約）（カード会員番号が「4363」、「5344」又は「5365」からはじまるdカードにかかるdカード利用規約（会員規約））の一部改正

[改正]	[現行]
本規約は、dカード契約の申込みをして、株式会社 NTT ドコモ（以下「当社」といいます）から承諾を受けた方と、当該承諾をした当社との間に適用されます。 第1部 一般条項 第1章（略） 〈第2章 dカード契約の締結〉 第4条（契約申込み） 本会員としてdカードサービスの利用を希望する個人は、本規約に定める各条項が契約内容となることを承諾の上、当社に対し、当社指定の方法に従いオンライン又は書面によってdカード契約締結の申込み（以下「契約申込み」といい、契約申込みをした方を「契約申込み者」といいます）をしてください。但し、満18歳未満の方は、契約申込みをすることができません。<u>また、満30歳以上の方は、「dカード GOLD U」のサービス区分への契約申込みをすることができません。</u> 第5条・第6条（略） 第7条（サービス区分） 1 dカードサービスには、「dカード」、「<u>dカード GOLD U</u>」、「dカード GOLD」及び「dカード PLATINUM」のサービス区分があります。 2（略） 第8条～第14条（略）	本規約は、dカード契約の申込みをして、株式会社 NTT ドコモ（以下「当社」といいます）から承諾を受けた方と、当該承諾をした当社との間に適用されます。 第1部 一般条項 第1章（略） 〈第2章 dカード契約の締結〉 第4条（契約申込み） 本会員としてdカードサービスの利用を希望する個人は、本規約に定める各条項が契約内容となることを承諾の上、当社に対し、当社指定の方法に従いオンライン又は書面によってdカード契約締結の申込み（以下「契約申込み」といい、契約申込みをした方を「契約申込み者」といいます）をしてください。但し、満18歳未満の方は、契約申込みをすることができません。 第5条・第6条（略） 第7条（サービス区分） 1 dカードサービスには、「dカード」、「dカード GOLD」及び「dカード PLATINUM」のサービス区分があります。 2（略） 第8条～第14条（略）

〈第 3 章 d カードサービスに関する管理等〉 第 1 5 条（d カードの貸与と取扱い） 1 当社は、本会員に対して、第 8 条、第 1 6 条、<u>第 1 6 条の 2</u>又は第 1 7 条に基づき、本会員の氏名のほか、カード会員番号、d カード用 iD 会員番号及びその有効期限並びにセキュリティコード等（以下、会員の氏名を除くこれらの情報を総称して「券面情報」といいます）を印字した本会員のサービス区分に応じた本会員用 d カードを発行し、これを貸与します。また、当社は、家族会員については第 6 条第 2 項の承認を受けた本会員に対して、第 8 条、第 1 6 条、<u>第 1 6 条の 2</u>又は第 1 7 条に基づき本会員のサービス区分に応じて、当該家族会員の氏名のほか、当該家族会員の券面情報を印字した家族会員用 d カードを発行し、これを貸与します。 2～7（略） 第 1 6 条（d カードの有効期限と更新） 1・2（略） 3 有効期限満了の 2 か月前までに本会員から解約の申出がなく、かつ、当社が会員の d カードサービスの利用を引き続き承諾する場合には、当社は、<u>第 1 7 条</u>に基づき新たな d カードを再発行し、これを本会員の届出住所宛に送付します。 4 会員は、前項又は次条第 3 項に基づき再発行された d カードを受領したときは、有効期限経過後の従前の会員の d カードを直ちに切断して破棄する等使用不能の状態にして処分しなければなりません。 5（略） 第 1 6 条の 2（d カード GOLD U の更新時の取扱い） <u>1 前条 3 項の規定にかかわらず、d カードサービスのサービス区分が「d カード GOLD U」であり、本会員の年齢が満 3 0 歳に達した場合であって、その直後に到来する前条 2 項の有効期限満了の 2 か月前までに、本会員から第 2 項に定める申出がなく、かつ、</u>	〈第 3 章 d カードサービスに関する管理等〉 第 1 5 条（d カードの貸与と取扱い） 1 当社は、本会員に対して、第 8 条、第 1 6 条又は第 1 7 条に基づき、本会員の氏名のほか、カード会員番号、d カード用 iD 会員番号及びその有効期限並びにセキュリティコード等（以下、会員の氏名を除くこれらの情報を総称して「券面情報」といいます）を印字した本会員のサービス区分に応じた本会員用 d カードを発行し、これを貸与します。また、当社は、家族会員については第 6 条第 2 項の承認を受けた本会員に対して、第 8 条、第 1 6 条又は第 1 7 条に基づき本会員のサービス区分に応じて、当該家族会員の氏名のほか、当該家族会員の券面情報を印字した家族会員用 d カードを発行し、これを貸与します。 2～7（略） 第 1 6 条（d カードの有効期限と更新） 1・2（略） 3 有効期限満了の 2 か月前までに本会員から解約の申出がなく、かつ、当社が会員の d カードサービスの利用を引き続き承諾する場合には、当社は、<u>次条</u>に基づき新たな d カードを再発行し、これを本会員の届出住所宛に送付します。 4 会員は、前項に基づき再発行された d カードを受領したときは、有効期限経過後の従前の会員の d カードを直ちに切断して破棄する等使用不能の状態にして処分しなければなりません。 5（略） 第 1 6 条の 2（d カード GOLD U の更新時の取扱い） <u>（新設）</u>
--	--

<u>当社所定の審査を行うことにより、当社が会員の d カードサービスの利用を引き続き承諾するときには、当社は、そのサービス区分を「d カード GOLD」に変更するものとします。</u> <u>2 本会員が前項に基づく「d カード GOLD U」から「d カード GOLD」へのサービス区分変更を希望しない場合は、次のいずれかを選択することができるものとします。この場合、本会員は、前項の有効期限の 2 か月前までに、当社所定の方法により、その旨を申し出るものとします。</u> <u>(1) サービス区分を「d カード GOLD U」又は「d カード GOLD」以外のサービス区分へ変更し、d カード契約を継続する</u> <u>(2) d カード契約を解約する</u> <u>3 第 1 項に基づき本会員の d カードサービスのサービス区分が「d カード GOLD」に変更された場合、又は、第 2 項第 1 号に基づき、本会員から d カードサービスのサービス区分の変更の申出があり、当社所定の審査を行い、当社がこれを認めたことにより、そのサービス区分が変更された場合、当社は、変更後のサービス区分に従い、第 1 7 条に基づき新たな d カードを再発行し、これを本会員の届出住所宛に送付します。</u> 第 1 7 条（カードの再発行等） 1 第 8 条、第 9 条第 2 項、第 1 5 条第 1 項、<u>第 1 6 条第 3 項又は第 1 6 条の 2 第 3 項の規定にかかわらず</u>、当社は、会員の d カードサービスの利用状況等に鑑み、当社が定める基準に該当した一部の会員に対して、事前に通知の上で、d カードを送付せず、会員番号及びその有効期限等を通知しない場合があります。この場合、当該会員は、当社が定める一部サービスを除き、d カードサービスを利用してはならず、インターネット取引での会員番号等の利用もしてはなりません。d カードサービスの全ての利用を希望する会員は、当社指定の方法にて当社までお申し出ください（当社からの事前の通知に対してお申し出いただくことも可能です）。当社は、お申出のあった会員に対して、速やかに d カードを送付し、会員番号及びその有効期限等を通知します。 2 当社は、以下の各号の事由がある場合で当社が認めたときは、本会員に対し、各会	第 1 7 条（カードの再発行等） 1 第 8 条、第 9 条第 2 項、第 1 5 条第 1 項<u>又は第 1 6 条第 3 項の規定にかかわらず</u>、当社は、会員の d カードサービスの利用状況等に鑑み、当社が定める基準に該当した一部の会員に対して、事前に通知の上で、d カードを送付せず、会員番号及びその有効期限等を通知しない場合があります。この場合、当該会員は、当社が定める一部サービスを除き、d カードサービスを利用してはならず、インターネット取引での会員番号等の利用もしてはなりません。d カードサービスの全ての利用を希望する会員は、当社指定の方法にて当社までお申し出ください（当社からの事前の通知に対してお申し出いただくことも可能です）。当社は、お申出のあった会員に対して、速やかに d カードを送付し、会員番号及びその有効期限等を通知します。 2 当社は、以下の各号の事由がある場合で当社が認めたときは、本会員に対し、各会
--	---

員用の d カードを再発行します。 (1) <u>第 1 6 条第 3 項に定める事由があるとき</u> (2) <u>前条第 3 項に定める事由があるとき</u> (3) <u>第 2 4 条第 2 項の当社に対する届出の際、会員が当社指定の方法により再発行の申出を行ったとき</u> (4) <u>d カードサービスにつき第 3 5 条の利用停止があった後、d カードサービスの提供を再開するとき（但し、既に再発行を行っている場合を除きます）</u> (5) <u>本会員が d カードサービスのサービス区分を変更することを希望し、当社がこれを認めたとき</u> (6) <u>本会員が d カードの券面デザインを変更することを希望し、当社がこれを認めたとき</u> (7) <u>その他当社が必要と認めるとき</u> 3 前項により d カードを再発行する場合（但し、前項第 1 号又は 2 号のいずれかに該当する場合を除きます）、本会員は当社指定の再発行手数料をお支払いいただくことがあります。 4 会員は、再発行された d カードを受領したとき（但し、第 2 項第 3 号に該当する場合を除きます）又は第 1 項に基づき d カードの送付を受けず、会員番号及びその有効期限等の通知を受けない場合は、第三者による不正利用等の防止のため、従前の会員の d カードを直ちに切断して破棄する等使用不能の状態にして処分しなければなりません。また、第 1 項に基づき d カードの送付を受けず、会員番号及びその有効期限等の通知を受けない場合であっても、本会員及び家族会員は、第 1 5 条第 6 項に定める義務について何らの減免を受けることはありません。本会員及び各家族会員は、第 1 5 条第 6 項に基づき、券面情報を他人（家族会員の券面情報については本会員及び当該家族会員を除きます）に知られないよう、善良な管理者の注意をもって管理してください。 第 1 8 条～第 2 7 条（略）	員用の d カードを再発行します。 (1) <u>前条第 3 項に定める事由があるとき</u> (新設) (2) <u>第 2 4 条第 2 項の当社に対する届出の際、会員が当社指定の方法により再発行の申出を行ったとき</u> (3) <u>d カードサービスにつき第 3 5 条の利用停止があった後、d カードサービスの提供を再開するとき（但し、既に再発行を行っている場合を除きます）</u> (4) <u>本会員が d カードサービスのサービス区分を変更することを希望し、当社がこれを認めたとき</u> (5) <u>本会員が d カードの券面デザインを変更することを希望し、当社がこれを認めたとき</u> (6) <u>その他当社が必要と認めるとき</u> 3 前項により d カードを再発行する場合（但し、前項第 1 号に該当する場合を除きます）、本会員は当社指定の再発行手数料をお支払いいただくことがあります。 4 会員は、再発行された d カードを受領したとき（但し、第 2 項第 2 号に該当する場合を除きます）又は第 1 項に基づき d カードの送付を受けず、会員番号及びその有効期限等の通知を受けない場合は、第三者による不正利用等の防止のため、従前の会員の d カードを直ちに切断して破棄する等使用不能の状態にして処分しなければなりません。また、第 1 項に基づき d カードの送付を受けず、会員番号及びその有効期限等の通知を受けない場合であっても、本会員及び家族会員は、第 1 5 条第 6 項に定める義務について何らの減免を受けることはありません。本会員及び各家族会員は、第 1 5 条第 6 項に基づき、券面情報を他人（家族会員の券面情報については本会員及び当該家族会員を除きます）に知られないよう、善良な管理者の注意をもって管理してください。 第 1 8 条～第 2 7 条（略）
---	--

第4章（略） 〈第5章 期限の利益の喪失・利用停止・契約の終了・提供中止等〉 第34条・第35条（略） 第36条（当社の解約による契約終了） 1 当社は、会員が以下の各号のいずれかに該当した場合には、何らの通知又は催告等を行わずに d カード契約を解約してこれを終了させることができます。 （1）～（6）（略） （7）第16条第3項又は16条の2第3項の本会員の d カードの再発行がなされないままカード会員番号の有効期限満了の日が経過したとき （8）～（15）（略） 2（略） 第37条～第39条（略） 〈第6章 雑則〉 第40条～第48条（略） 第2部 ショッピングサービス 第1章～第3章（略） 第3部 キャッシングサービス 第1章～第4章（略） 【別紙】 【キャッシングサービス】 1（略）	第4章（略） 〈第5章 期限の利益の喪失・利用停止・契約の終了・提供中止等〉 第34条・第35条（略） 第36条（当社の解約による契約終了） 1 当社は、会員が以下の各号のいずれかに該当した場合には、何らの通知又は催告等を行わずに d カード契約を解約してこれを終了させることができます。 （1）～（6）（略） （7）第16条第3項の本会員の d カードの再発行がなされないままカード会員番号の有効期限満了の日が経過したとき （8）～（15）（略） 2（略） 第37条～第39条（略） 〈第6章 雑則〉 第40条～第48条（略） 第2部 ショッピングサービス 第1章～第3章（略） 第3部 キャッシングサービス 第1章～第4章（略） 【別紙】 【キャッシングサービス】 1（略）
--	--

2. キャッシングサービスの返済方法・回数、利率等

名称	返済方法	返済期間・返済回数	実質年率
キャッシング 1回払い (国内キャッシング・海外キャッシング)	元利一括返済	23日～56日(但し暦による)・1回	dカード会員 …実質年率18.0% dカード GOLD U 会員 …実質年率15.0% dカード GOLD 会員 …実質年率15.0% dカード PLATINUM 会員 …実質年率15.0%
キャッシング リボ	毎月元金定額返済又はボーナス月元金増額返済併用	最長4年2か月・50回(ご利用枠50万円、元金定額毎月返済額1万円、50万円ご利用の場合) ※返済期間・回数はご利用内容によって異なります。	dカード会員 …実質年率18.0% dカード GOLD U 会員 …実質年率15.0% dカード GOLD 会員 …実質年率15.0% dカード PLATINUM 会員 …実質年率15.0%

2. キャッシングサービスの返済方法・回数、利率等

名称	返済方法	返済期間・返済回数	実質年率
キャッシング 1回払い (国内キャッシング・海外キャッシング)	元利一括返済	23日～56日(但し暦による)・1回	dカード会員 …実質年率18.0% (新設) dカード GOLD 会員 …実質年率15.0% dカード PLATINUM 会員 …実質年率15.0%
キャッシング リボ	毎月元金定額返済又はボーナス月元金増額返済併用	最長4年2か月・50回(ご利用枠50万円、元金定額毎月返済額1万円、50万円ご利用の場合) ※返済期間・回数はご利用内容によって異なります。	dカード会員 …実質年率18.0% (新設) dカード GOLD 会員 …実質年率15.0% dカード PLATINUM 会員 …実質年率15.0%

【ショッピングサービス】（略） 【キャッシングサービス及びショッピングサービス】 1（略） 2．支払停止抗弁・規約に関するご相談窓口 （略） 貸金業務に係る紛争解決については、下記までご連絡願います。 （当社が契約する指定紛争解決機関） 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター 〒108-0074 東京都港区高輪3-<u>1</u>9-15 電話番号 03-5739-3861	【ショッピングサービス】（略） 【キャッシングサービス及びショッピングサービス】 1（略） 2．支払停止抗弁・規約に関するご相談窓口 （略） 貸金業務に係る紛争解決については、下記までご連絡願います。 （当社が契約する指定紛争解決機関） 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター 〒108-0074 東京都港区高輪3-9-15 電話番号 03-5739-3861
---	---